

## 新型コロナウイルス感染症の感染を防止するための対応

公益財団法人安全衛生技術試験協会では、新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)を防止するため以下のとおり対応します。

### 1 発熱や咳などの症状が見られる場合等の対応

次の方については、他の受験者への感染のおそれがあるため、無理をせず試験日の変更等により受験を控えていただくようお願いいたします。

- ① 感染症陽性者であって、治療又はまん延防止のために入院、宿泊療養若しくは自宅療養を指示されている方
- ② 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、37.5 度以上の発熱や咳等の風邪症状のいずれかがある方
- ③ 濃厚接触者(感染症陽性者の発症 2 日前からの期間において、i)長期間の接触(同居等)があった者、ii) 1 m以内の距離で必要な感染予防対策(マスク着用等)をとらずに陽性者と 15 分以上接触した者)の定義に当てはまり、健康観察期間中の方(保健所からの連絡がない場合を含む。)
- ④ 試験日時点で、入国者健康確認センターが実施する「指定された待機期間中」のルールの対象となっている方

### 2 試験実施前までの対応

万全の態勢で試験に臨むことができるように、三つの密を避けるほか、体調管理に努めてください。

上記 1 の場合は、無理をせず試験日の変更等により受験を控えていただくようお願いいたします。受験票に記載している連絡先に、事前にご連絡いただければ、試験日の変更又は受験料の返還を行います。(令和 5 年 6 月 30 日の実施分まで)

### 3 試験日の朝の対応

試験日の朝には、体調のチェック、体温の測定を必ず実施し、37.5 度以上ある場合や、軽度であっても咳などの風邪の症状や、強いだるさ、息苦しさといった新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合は、無理をせず試験日の変更等、受験を控えていただくようお願いいたします。受験票に記載している連絡先にご連絡いただければ試験日の変更又は受験料の返還を行います。(令和 5 年 6 月 30 日の実施分まで)

ご連絡は試験日当日中であれば、試験開始前である必要はありません。

なお、同一の種類の試験について複数の試験日に申し込みをされた方が試験に合格された時は、以後の試験を発熱等により欠席されても上記の措置（受験料の返還等）は適用しません。

#### 4 試験会場での対応

- ① 試験会場に入る場合は、入口に用意した手指消毒用アルコール等による消毒をしてください。
- ② 試験会場入口において、サーモグラフィを設置する等により体温の確認をすることがあるので、時間に余裕をもって試験会場にお越しください。  
なお、試験会場入口で、37.5 度以上の発熱が確認された場合は、受験をお断りすることがあります。この場合、試験日の変更等を実施します。
- ③ 試験会場では、感染症予防のため、必ずマスクを着用してください。マスクを着用しない場合は、受験をお断りすることがあります。なお、マスクを忘れた場合は、試験監督員等に申し出てください。  
ただし、マスク着用が困難な場合は、フェイスガード又はマウスガードの着用をお願いします。  
本人確認のための写真照合や試験監督員等の指示があったときは、マスクを一時的に外してください。
- ④ 試験室において、咳等がひどい場合は、試験の実施を妨げる可能性があるため、受験をお断りすることがあります。
- ⑤ 試験室は、適宜、ドアや窓を開放するなどの換気を行います。室温の高低に対応できるよう受験当日の服装には注意してください。
- ⑥ 試験会場内での食事については、試験会場内の掲示や試験監督員の指示に従ってください。なお、食事をする場合も含め休憩時も密集を避け、会話は控えてください。食事に伴うゴミは各自お持ち帰りください。
- ⑦ 試験会場や試験室では試験監督員の指示に従ってください。
- ⑧ 試験終了後は速やかに帰宅するようお願いします。

5 今後、緊急事態宣言が再度発令される、クラスターが発生するなどにより、試験の実施に変更がある場合は、ホームページでお知らせします。受験の前には必ずホームページをご確認ください。

注) 1. 試験会場とは、安全衛生技術センターなどの施設のことをいい、エントランス、ロビーなどを含みます。

注) 2. 試験室とは、実際に試験を実施する部屋をいいます。